

○（副本部長（くらし安全防災局長））

ただいまから第 45 回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催いたします。まず、初めに本部長であります黒岩知事からご挨拶をお願いいたします。

○（本部長（知事））

本日、国は、本県に発出していた緊急事態宣言を、9 月 30 日で解除することを決定しました。緊急事態宣言の発出から約 2 か月、まん延防止等重点措置の期間も含めると、5 か月以上にわたって、県民や事業者の皆さんには、外出自粛や営業時間短縮の要請などにご協力いただきまして、深く感謝したいと思います。

皆さんのご協力のおかげで、最近、新規感染者は顕著に減少し、医療の負荷も改善傾向にあります。ここで制限を一気に緩めれば、感染がリバウンドし、再び医療ひっ迫を招くことにつながりかねません。

そこで、県としては、これまで行ってきた要請を段階的に緩和する方向で、10 月以降の宣言解除後の県の取組について協議したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございました。本日の議題は 10 月 1 日以降の本県の対応についてでございます。まず、初めに本県の感染状況について阿南統括官からご説明をお願いします。

○（阿南医療危機対策統括官）

資料 2 ページでは、全体を俯瞰的に見た際の 6 項目から成るステージ状況の記載がありますが、色で見ると、黄色（ステージⅢ）が増え、新規陽性患者についてはステージⅡのレベルまで下がりました。

資料 3 ページをご覧ください。患者の発生状況について左の棒グラフ及び右のカレンダーを見ていただきますと、この 1 か月間は減少傾向が続いていることは皆さんもご存知かと思ひます。

資料 4 ページの市町村別で見たときも、横浜市が赤色（ステージⅢ）ではなく、黄色（ステージⅡ）まで下がっており、その周辺を見ても、ステージⅢ相当の川崎市、相模原市、及び県央の一部を除いて、黄色（ステージⅡ）又は色がついていないところが増えております。

細かく見ると、新規陽性患者数は先程のとおりステージⅡまで下がりました。資料 5 ページの新規感染者の推移のグラフを見ると、第 5 波が非常に大きな山となっており、その部分を拡大したものが右側にありますが、赤色の線をステージⅣ、黄色の線をステージⅢということで、昨年度は赤色の線に着目していましたが、大きな山があったために赤色と黄色の間が狭くなっており、拡大図を見ると現在は黄色の線をかろうじて下回るところに入ってきております。

資料 6 ページの全体の療養患者数の推移を見ても、赤色と黄色の間で、ほぼ黄色の線に乗るところまで下がっており、これも時間の問題で黄色の線を下回るように思われます。

一方、資料 7 ページの病床利用率、すなわち医療のひっ迫度合を示す状態について、他の指標に比べると改善が遅れており、この点は我々も重要視すべきかと思ひます。病床全体あるいはグラフ内の黒い線（重症者の病床）を見ると、赤い線を下回ったばかりで、赤色と

黄色の間で非常に高い状態にあります。そのため、ステージⅢに入ったとはいえ、ステージⅡになるにはもうしばらく時間がかかる状況であることをご認識ください。

資料8ページでは入院者数について、左側が重症、右側が中等症＋軽症を実数で示しておりますが、第5波のピークを越えて下がってきているものの、相対的に第3波及び第4波と比較すると、重症又は軽中症のいずれであっても第4波のピークよりも高い位置にあります。また、第3波のピークを越えて下がってきたときに比べると、そのときの数字に到達するまでには至っておりません。新規陽性患者数が減っている一方、入院患者数の減少は遅れる傾向にありますので、安心できるラインに到達するには今しばらくの時間が必要であるをご理解ください。

資料9ページのクラスターについても、入院患者数に一定程度の影響を及ぼすものですが、高齢者施設や病院で発生したクラスターは第3波・第4波の実際の患者数に比べて相対的に小さな山になっていますが、青い棒グラフの新規陽性患者数の発生状況に比べると後ろにずれこんでいる、新規患者数が下がってきているものの未だ先鋭化していることをご理解ください。どうしても、医療は後ろに引きずるということです。

そこで、我々としては、さすがに改善傾向にある中で、どのように解除していくかということに関して、先日の感染対策協議会の中で話をしたとおり、感染患者数が非常に増えているときに、資料10ページの左で示しているとおり、様々な施策を打ち出しましたが、これらを解除するという考え方は持っております。併せて、その先の状況についても考慮する必要がありますが、これに関して「新型コロナ感染者情報分析EBPMプロジェクト」におけるAIも加味したデータ解析より、入院者数の1か月程度の予測値を示したものがありますが、これは、今回の9月末で緊急事態宣言が解除され、一定程度の人流が増えることを見込んだ上での予測になります。人流は重点措置期間で見られた傾向ではありますが、20%程度増加することを踏まえた上での予測となっており、データによると当面の10月後半までは下がるのが予測として出ております。これより先になると、不確定要素が大きくなってきますが、この先も一定程度低下する傾向が続くであろうと思われま。

これを踏まえて、資料12ページの延期可能な入院・手術について、9月24日時点で延期を解除しております。その中で、決めさせていただいたことは、2,300近くまで拡大した病床を2,000のレベル、これが新たなフェーズ4となりますが、ひとまず下げるということを先週の時点で各病院の方で調整をいただいております。とはいえ、先程お示したとおり、当面は低下傾向が続くであろうことを踏まると、病床数をさらに下げて、フェーズ3あるいは2に下げていくことを早々に打ち出していくことが大事です。一般医療を延期するということが県民・市民の皆さんにそれなりに影響が出ていること、医療機関にしても止めている診療領域のところを再開したいという思いがありますので、ここのところを判断していく時期になったであろうと考えております。ついては、一つ飛ばしてフェーズ2の段階まで病床数を下げるという考え方もありますが、実際にフェーズ2にするのか、又はフェーズ3のステップを踏むのか、この点は現場感覚が非常に大きく影響するところであるため、明日の神奈川県の間接医療会議の場でディスカッションを行い、現場の意見を踏まえて、一気にフェーズ2まで下げるのか、フェーズ3でワンステップを置くのか、そのあたりの方向性を現場から意見の聴取をしたいと考えています。そのため、この場においては、フェーズ2か、フェーズ3かという点は未確定として、ひとまず現状のフェーズから下げることまでではご承認いただいた上で、明日の会議に臨みたいと思っております。

我々は、様々な施策として、予防・早期診断・早期治療といったことができるような武器を手にしりましたが、資料14ページの真ん中に記載の「抗原検査キット」について、これは通知が出て一般市販検査薬として承認されましたので、本県の取組が実現しております。患者数が減っている時期に重要なことは「予防」であります。現在もワクチン接種率が向上して

おりますが、時間の猶予がある10月・11月の間で患者数が再度増えることがないように、極力ワクチンを打ちきってしまう、こういったことが予防の観点で重要な時期と捉えていただいた上で、本日議論していただく内容としても、リバウンドをする可能性は十分用心しなければいけません、とにかくリバウンドを抑止する、又はリバウンドが起きた場合もそれを遅くして、その間に予防措置であるワクチン接種を終わらせてしまう、こういったことを目標とする点でご意見をいただければと思います。以上です。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございました。本県の感染状況が落ち着いていること、一方で医療の重症者・入院者数は少し遅れて未だ高い状態にあること、その中で前回の書面による本部会議において、フェーズ5の設定と、フェーズ4への段階的な移行を決定しましたが、明日の会議を踏まえて、さらにフェーズを下げるということについて、本日の本部会議で意思決定をしていただきたいということ等について、阿南統括官からご説明をいただきました。ここまでご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いたします。

○（副本部長（小板橋副知事））

一つだけ教えてください。資料14ページで、リバウンドを抑制するためには一日でも早いワクチン接種が必要であるとの話がありましたが、一方で、資料11ページでは入院者数と重症者数が人流増20%を見込んだ上で、下降線を描くような一つのシミュレーションがあるということですが、これを見ると10月18日、あるいはもっと前かもしれませんが、資料2ページにおけるステージⅡのレベルに入るような数字が見込まれているということで、これであれば、皆嬉しいと感じるところであります。今後、これを妨げるようなことが生じ得ることを想定した上でのリバウンド防止策となりますが、特にどのようなことに注意又は留意することが重要になるのでしょうか。

○（阿南医療危機対策統括官）

ご指摘いただいたとおり、予想線は20%程度の人流増を見込んでおりますが、これは元に戻るという数字ではなく、例えば、2019年度のような街中の人流ではありません。この数字が一番近似している状況は、まん延防止等重点措置が施行されているときで、そこまで回復するという事です。これは国の議論の中においても出てきておりますが、段階的な解除という概念の中で、フルオープンではなく、段階的解除という刻み方をした上での人流増を見込んだ数字ということなので、この先徐々に改善傾向が継続する場合に、更なる解除をする際に、一定程度の上昇に転ずる可能性は常に持つておかねばなりません。それ以外においても、患者数が減少した要因は多因子と考えられております。例えば、人流についても一つの意味で解釈すべきではなく、免疫を持っている方と持っていない方の行動の違いも一定程度含まれているのではないかと思います。よく言われているのが、人流の低下はそれほどではないが、改善傾向にある理由としては、実際の人流に反映しているものとして、免疫をお持ちの方やワクチン接種をした方の比率が一定程度高かったことが影響しているのではないかと議論の中で出ております。そういったことで、やはり内容としては様々なことが今後入ってきます。例えば、免疫をお持ちの方がどのような行動をするのか、獲得していない人がどのような行動をするのか、さらにもう一つ患者が減ってきた要素としては、マスコミやメディアの働きかけといったことが大きく影響して、人々の行動が大きく変容したのではないかと、さらには本県の取組が人々に浸透した結果、日常的な行動に影響を与えたのではないかと、そういったことで、先が読みづらい状況の中で、我々としては低下傾向を3週間程度まで出していますが、気を緩めると上昇に転ずることを常に考えた上で、警鐘を鳴らす必要が

あると思います。

○（副本部長（武井副知事））

一点だけよろしいでしょうか。資料 10 ページ（医療提供体制の今後の展開）において、これまで行ってきた一般医療に係る規制を解除するために、本来のフェーズ 4 へ病床数を戻すということですが、一般的な理解としては、資料 13 ページに記載のとおり、フェーズ 4 では 2,000 床を確保しておりますが、この 2,000 床のコロナ病床の確保というレベルは、一般医療の制限を解除した段階となると、一般医療への負荷はかかっているように思われますが、おそらくこの段階においても相当の負荷はかかっているのではないかと思います。したがって、フェーズを 3 から 2 と下げていきますが、コロナ病床の確保と一般医療への負荷との関係との中で、フェーズを 3 から 2 に下げた際に、どこまでいけば一般医療に過度な負担はかかっていないと言えるようになるのでしょうか。フェーズの段階と一般医療との関係についてもう少し詳しく教えてください。

○（阿南医療危機対策統括官）

資料 13 ページに記載がありますが、一般医療の抑制については二段階ございます。一番右の棒グラフで表示された新規の仮のフェーズ 5（2,300 床）に関しては、通知という強い形で一般医療を止めさせていただいております。現在のフェーズ 4 においても、各医療機関の裁量の中で抑制しておりますが、許容できる範囲で各医療機関は一般医療を抑制又は調整しているため、フェーズ 4 が良いと解釈すべきではないと思います。緩和ということであれば、一刻も早くフェーズ 4 を解除して、さらにフェーズ 3 やフェーズ 2 に下げることが正当性があると考えております。

○（副本部長（首藤副知事））

二点確認させてください。今回の波が起こる前、変異株という増の要素とワクチン接種の加速という減の要素との拮抗の中で、結局は変異株の力が圧倒的に強かったため、このような形になってしまったと思われれます。その中で、感染急増の角度、すなわち、かなり急な角度で増えていった伸びと、これまでない最大のピーク、最大患者数を迎えたという二つの側面で、病床確保の面から言うと、急な角度の伸びに対してはなんとか対応できた一方で、最大感染者数のピークへの対応に関してはさすがにフェーズ 4 までの準備では間に合わず、入院待機者を出してしまったという解釈でよろしいのでしょうか。その場合、これからの最大の課題として、感染者数のピークに対して、どのように予測をして、どのように対応するのか、すなわち感染者の急激な伸びにはこれまでのモデルで何とかできるという解釈で良いのでしょうか。

二点目として、ここで議論をするかどうかというところですが、前回の制限の解除の際、ブレーキ措置として 230 人という数字を出しました。今回は予測が難しいと思いますが、どの段階で制限を付けるのかを教えてください。

○（阿南医療危機対策統括官）

一点目に関しては、おっしゃるとおり、感染急増の角度への対応はできたと解釈しております。我々としては、3 週間でフェーズ上げをするという協定を結んでいるので、今回これをしっかりと履行していただきました。これは予測をし、3 週間前に宣言をした上でフェーズ上げをするということで、実際そのとおりに感染者が増えていきました。ただし、フェーズ 4 で用意をしていた病床をはるかに凌駕するくらいの需要が発生したため、各医療機関に対してお願いをする中で、新規で参入した病院も含めて 500 兆近くの病床を新たに確保する

ことができました。だからこそ、新たなフェーズ5という概念を導入しております。そのようなことで、感染急増の角度への対応ができたことは良いとしますが、ピークにおいては、非常にきつく、物理的な病床面で考えると予備の300という考え方とさせていただきましたが、それよりも少し増やすことができました。このようなことが次回に向けての今回で得られたプラスの部分であろうかと思えます。

一方で、全体としての病床数を見直した上で、今回のフェーズごとの病床数を全て上乘せしております。そのため、その部分でカバーできる面もあると考えております。重要なことは、治療に関して、従来は入院の受け皿として病床確保で対応してきましたが、我々が獲得してきた様々な武器の中で、早期の対策を講じております。一つは、ワクチンや早期診断のための抗原検査キット、さらに、もう一つは早いということで治療が入ってきました。中和抗体や対処療法としての薬剤投与といったことで、間接的に影響するところとして、病床利用を抑えていくことを目的としております。具合が悪い程入院期間は長くなるため、それを防ぐための対策を可能な限り展開するという一方で、物理的に増えた病床で対処するだけでなく、入院しなければならない患者を発生させないという施策で対処することが、次の大きなピークを迎えた場合の対策として考えるのがよろしいかと思えます。次の波、すなわち、リバウンドをどのように察知し、対応するのかということについて、以前のまん延防止等重点措置期間内の場合であれば、認証店における酒の提供に関する一定程度の解禁の可否を議論しましたが、今回に関しては全面解除、すなわち緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が解除されているという点で、以前と状況が違うため、この段階で酒の提供を停止するという議論は難しいかと思えます。そのため、患者数が増加する間に、第3波の後に第4波を迎える状況と同じペースでの議論をした上で、まん延防止等重点措置をするか、緊急事態宣言をするか、状況に応じてその都度判断することが妥当ではないかと考えております。

○（本部長（知事））

病床確保について、フェーズ3にするのか、2にするのか、現場の話を聞いて決めるということで、それは了承しますが、酸素投与センターの件はどうなったでしょうか。これを持っておくかどうかのチェックはしたいと思えます。

もう一つは、やっとの思いで一息できる状況となりましたが、同時に第6波に備えなければなりません。どのようなことに備えなければならないのか、今のうちにやらなければならないことは何かあるのか、このあたりはいかがお考えでしょうか。

○（阿南医療危機対策統括官）

一つ目の酸素投与センターに関しては、実際に患者を受け入れることに対するニーズがなくなっており、場所自体は確保していますが、現在は休止しており、人の配置もしていません。おっしゃるとおり、計画の中で、フェーズ3又は4の段階において、急に患者数が増加した場合に酸素投与センターを設置すべきという考え方で2月以降ここまで来ましたが、フェーズを下げることを踏まえると、一度閉じるという議論はあり得るのではないかと考えております。仮に立ち上げる場合であっても、短期間で立ち上げるための準備は整っているため、一度閉鎖の決定をすることは十分にあり得るのではないかと考えます。この考え方は以前からの考え方に合致していると考えております。

二つ目の第6波への対策として、医療に関しては資料14ページに記載のある手段を早期に進めていく上で、患者数が増加した際にどのようにするかということですが、第5波への対応の際の仕組みが稼働したと考えておりますので、同様の対応を遅滞なく運用することで対策していきたいと考えています。その中で、不確定要素の一つとして、免疫状態が未知であることが考えられます。免疫は感染又はワクチン接種により得るものですが、これについて

ほどの程度県民の皆さんがワクチン接種を終わるのかということが免疫状態に大きな影響を与える部分であるため、その時々でどの程度となっているのかは未知の部分と言えます。もう一つは変異の問題で、今までもアルファやベータに苦しめられましたが、新たな変異が出てきた場合、必ずしも感染性や属性が今までと同様に単に上がるということではなく、ウイルスというものは性質が変わり得るものであるため、変異が出てきた場合には状況に応じて対処・対応を変えるという柔軟性を常に維持することを前提として、対処を一つずつ進めることであります。ただ、根底として、これは昨年度からの継続であります。一人一人は無意識に様々な行動をしますが、その中で、マスクの装着や人込みを避ける等のように相当に生活レベルで浸透した部分があります。今後も日常的な感染対策の継続、あるいは生活レベルに完全に浸透させるためのあるべき姿勢について言い続ける必要があると考えております。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

他によろしいでしょうか。ただいま、阿南統括官から酸素投与センターを一度閉じていくという議論も今後あり得るのではないかと、さらに第6波に向けて、多因子のためになかなか断定的に言えませんが、一人一人の行動がやはり大事であるとの話がありました。特に、ご意見がなければ、統括官からご提案がありました。本部会議として現在のフェーズ4から、明日の会議を踏まえ、フェーズ下げを行うことについて既に副本部長から了承をいただきましたが、ここで本部会議として了承する、フェーズの3か2かについては別途副本部長にご報告いただくという整理でよろしいでしょうか。

○（副本部長（知事））

了解しました。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

それでは、本部会議としてフェーズ下げを了解したということで、この議論は一旦閉じさせていただきます。

続きまして、話題にもなりました、社会的要請の部分について、本日国の方で基本的対処方針が変更されました。例により、新旧対照表で関係のある部分について、なるべく簡潔に私の方から説明したいと思います。

新旧対照表 11 ページをご覧ください。8) 緊急事態措置区域から除外された都道府県における取組等とあり、①について、新旧ではありませんが、改めて共通認識をいただきたいことで、「緊急事態措置区域から除外された都道府県においては、対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける」、これが基本となります。次の行に「基本的な感染防止策等に加え、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。」とあり、住民や事業者に対してどのような取組をするのかという点については 12 ページにあります。

12 ページにおいて、住民に対する要請ですが、まず右側をご覧ください。従来は黒ポツに記載のとおり、緊急事態宣言が解除された地域においても、引き続き不要不急の外出の自粛が記載されていましたが、今回の変更により、当面、法第 24 条第 9 項に基づき、外出については混雑している場所や時間を避ける、少人数で行動する、あるいはテレワーク等を踏まえて、柔軟な働き方への対応を図る、それから飲食店に対しては時短要請を行っているため、それを踏まえて夜間の対応を行ってほしいというような外出をある程度前提とした中で、慎重な行動を求めるといえるように、舵が切り替わっております。また、都道府県間の移動の際、まずは基本的な感染防止策、さらにワクチンを接種していない方は検査の勧奨、さらには 13 ページにまたがって記載がありますが、外出移動については感染拡大をしている地域との移

動の自粛等、重点措置で行っていたような措置も参考にしながら、知事が適切に判断してほしいということが住民に対する要請の変更点でとなります。

続いて、事業者に対しての要請ですが、13 ページにイベントに関する記載があります。右側のアンダーラインのとおり、「緊急事態宣言解除後1か月程度の経過措置」が定められていましたが、左側を見ると、「解除後1か月」とあり、「程度」という言葉がなくなりました。解除後1か月の経過措置として「人数上限 5,000 人又は収容定員 50%以内」、ただし、それでも「1万人の上限」ということで、このような計算式の基で人数上限が設定されることになりました。その2行程下の記載を見ると、これは従来どおりですが、「都道府県知事の判断により、イベントの開催時間の制限の要請を行うこと」とあります。イベントについては10月1日から1か月の経過措置が定められていることをインプットいただきたいと思えます。

続いて、飲食店に対する要請ですが、14 ページをご覧ください。右下の黒ポツ3行と15 ページにまたがる部分を見ると、従来では「重点措置区域以外の都道府県においては、飲食店に対する営業時間の短縮の要請については、地域の感染状況等を踏まえながら段階的に緩和すること。営業時間及び対象地域等については、知事が適切に判断すること。」とあり、知事の判断に委ねているため、具体的な内容が良く分かりませんでした。そこで、1都3県で、この部分について具体的に記載するように要請をしました。その結果、14 ページの左の3行になりますが、「重点措置区域以外の都道府県においては、地域の感染状況等を踏まえ、法第24条第9項に基づき、飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行い、その後、地域の感染状況等を踏まえながら、対策の緩和については段階的に行い、期間は1か月までを目途とする。」というように、期間の目安が新たに生まれました。次の段落を見ると、「営業時間の短縮の要請は、認証等適用店（本県ではマスク飲食認証店）については21時までの営業、それ以外については20時までの営業」と記載があり、これを基本とします。酒類の提供は可としますが、地域の状況に応じて重点措置区域で適用される措置も参考にしながら、知事が適切に判断するとあり、認証されているか否かの差で、21時や20時となりますが、それでは重点措置区域で適用される措置とは何かと言うと14 ページに記載があります。上から2、3行目の記載を読み上げると、「営業時間の短縮（20時までの要請を行う。）、酒類の提供を行わないように要請する。ただし、完全な下降傾向にある場合には、都道府県知事の判断で、第三者認証制度の適用等の一定の要件を満たした店舗においては、19時半まで酒類を提供することとする。」とあり、「19時半」という数字も新たにでております。こういったものを参考にしてくださいということです。

15 ページの中段をご覧ください。左の黒ポツに「法第24条第9項に基づき、飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合」とありますが、飲食を主として業という店舗とは、分かりやすく言うと、カラオケスナックのような所となります。「1か月までを目途として、当該設備の利用自粛を要請すること」、つまり、カラオケスナック等に関しては、カラオケの使用は自粛するように要請してくださいということです。また、アンダーラインが引かれている下の4行では「飲食を主として業としていない店舗」とあり、カラオケボックスをイメージしたような表現となっていますが、続いて、「カラオケ設備の提供を行う場合、密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を要請すること」と記載があり、緊急事態宣言の中にあっては、カラオケ設備は全面的に使用停止をお願いしており、カラオケボックスを含めて休業している所が多かったのですが、解除にあたってはカラオケスナック等の飲食をメインの所に対しては自粛要請を行う一方、カラオケボックスについては一定の感染防止対策を行った上で営業して良いという判断となります。

16 ページをご覧ください。首藤副知事からもお話がありましたが、上り調子になったら、どのように対応するのかというご質問に対する一つの答えになるかと思えます。10) 緊急事

態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等とあり、これが10月以降の本県になります。③において「都道府県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、飲食店に対する営業時間の短縮の要請について、認証等適用店については21時まで、それ以外の店舗については20時までとすることを基本とする。特に、ステージⅢ相当の対策が必要な地域等にあっては、速やかにステージⅡまで戻るような取組をしてください。」とあります。端的に言うと、今後10月に入ったら、1か月を目安に段階的に緩和をしていきますが、さらに落ち着いた場合はより緩和をする一方で、逆に感染拡大の傾向が見られる場合には21時、20時ということで、今回想定している段階的緩和を継続することもあり得るという解釈になるかと思えます。以上が基本的対処方針の主な社会的要請に関する変更点となります。

これを踏まえた上で、本県としての対応をまとめた資料である「宣言解除後における県の取組について」をご覧ください。なお、これから説明する内容については、1都3県の事務レベルで十分に協議をした上で、一定の共通的な対応をしているところがほとんどで、それも合わせて説明させていただきます。

1ページの宣言解除後の対応の概要となりますが、まず先程の対処方針の中に「1か月を目途に」とありましたが、1都3県では10月1日から24日までの3週間程度を期間として設定しております。

県民向けの要請については、不要不急の外出自粛の要請がなくなったので、基本的な感染防止対策をしっかりと継続し、それから外出時には少人数、混雑する所を避けるといった慎重な行動を要請する点に収められております。

また、飲食店に対する要請ですが、営業時間の短縮要請ということで、基本的対処方針の第三者認証店（本県におけるマスク飲食実施店の認証店）については午後9時まで、それ以外の所については午後8時までということで、マスク飲食実施店の認証店の営業時間は午前5時から午後9時、申請中及びその他では午後8時までとする対処方針の考えが記載されております。

次にマスク飲食実施店として既に認証されている店舗については、酒類の提供を緩和していくということで、11時から20時で酒類提供を可とさせていただきたいと思えます。次に認証の申請中の店舗については、20時の営業時間に併せて、19時半、これはまん延防止等重点措置により知事が一定程度配慮できる時間を援用することで、19時半まで酒類の提供を可としたいと考えています。その他、まだ認証の申請をしていないような店舗については、営業時間は午後8時までですが、酒類の提供は禁止とさせていただきたいと思えます。なお、人数制限については、いずれの場合も、1組4人以内又は同居家族としますが、これは中点で表記すると、「かつ」という意味に見えてしまうので、正式な表現としては「又は」にしたいと思えますので、1組4人以内、又は同居家族となります。ここで、補足をさせていただきますが、この「1組4人以内」の解釈については、4人ではないと店舗にいけないということではなく、10人で店舗に行った際は4人・4人・2人、あるいは4人・3人・3人というように、1組が4人以内となるようにしてくださいというのが国の考え方になりますので、そのような解釈になることをご確認いただければと思います。区域については、本県全域でこのような対応となり、協力金については後ほどご説明がありますが、下限2.5万円がベースとなります。

カラオケについては、カラオケボックスは除いて、飲食を主に業とする店舗においては、この期間中はカラオケ設備の提供の停止をお願いします。

それから、大規模集客施設について、これまでは緊急事態宣言下においては、8時までの時短のお願いをして、協力金の支払をしてきましたが、緊急事態宣言が解除されたということで、マスク飲食実施店の認証店の営業時間に配慮して、21時まで短縮するような働きかけや法によらないお願いをしていきたいと思えます。したがって、大規模集約施設に対する

協力金について、今回は考えておりません。

イベントについては、基本的対処方針で述べたとおり、1か月という期間が決まっておりますので、ここは10月31日までという前提になりますが、国が示している収容率や上限人数に合わせてお願いしたいと思います。なお、知事の裁量で、時短等の働き方ができるということで、9時までという時短の働きかけをしたいと考えております。概ねの内容については、三県と同じ歩調となっております。これを細かく解説した内容が2～4ページになりますが、2ページの外出自粛要請では、10月1日から10月24日においては、基本的対処方針の表現等を含めながら、このようなことを要請したいと考えておりますが、端的に言うと、外出する際は慎重に行動していただきたいということになります。事業者への要請(1)は先程申し上げたとおり、飲食店やカラオケ店への対応となります。4ページのイベントについても同様となります。なお、5ページの説明になりますが、イベントと関連して、国の対処方針において説明したとおり、表の真ん中に記載の通り、「解除後の経過措置(1か月)」、つまり10月末までは収容率を50%、1万人を上限にしてくださいということですが、11月以降においては三段目に記載のとおり、経過措置終了後においては、人数上限を注目していただくと、「収容定員50%以内(上限なし)」となります。現時点で、例えば、年末のイベントを日産スタジアム等の大規模施設で企画をする場合、収容定員50%以内でチケット等を販売することが可能になります。しかし、今後第6波がやって来る可能性が十分ありますので、その際、キャンセルができないということで、大人数でイベントの開催がされるということに関して、県民の皆さんからの理解がなかなか得られない部分もあります。他県においても、緊急事態宣言下において、収容人数を超えるフェスティバルを開催した結果、クラスターが発生した事例もありますので、本県独自の取組として、赤い矢印の下に記載のとおり、11月から来年1月末までのイベントの事前販売については10,000人を上限としていただきたいという働きかけを事業者をお願いしたいと考えております。ただ、今後、感染状況がますます沈静化していく、あるいは国の方が行動制限緩和に向けた実験を行う中で、その状況の変化に応じて、更なる制限緩和を検討していきたいと考えております。5ページの肝は、仮に年末・年始に第6波が来て、収容人数が5000人上限となったときに、既に販売してしまったことを理由に2万、3万のイベントを開催してほしくないという意味で10,000人を上限をお願いをするところにあります。

6ページをご覧ください。企業においては、テレワークの推進、飲食を主としていない店舗(カラオケボックス)においても、しっかりと感染防止対策の徹底、また、大規模集客施設等を含めて混雑回避のための整理・誘導等の基本的感染防止対策の実施とともに、業界別ガイドラインの遵守、これは国との協議の中でしっかりと書き込んでいただきたいとのことで、あえて重複して書き込んでおります。

7ページのその他の対応ですが、県民利用施設について、今は利用制限をお願いしているところですが、24日までの期間中においても継続したいと考えております。また、今回の緊急事態宣言の解除ということで、安全防災局を中心に命令・過料を飲食店に対して行ってきましたが、これは法的根拠を失うため、命令等は行えないこととなりますが、引き続き主要駅を中心に飲食店の対応状況を適宜確認していきたいと思っております。また、県立高校等については、「分散登校」から「時差通学+通常授業」に移行するというところで、これは後ほど教育長からご説明いただきたいと思っております。

このような本県の対応を考えております。仮にお認めをいただいた場合、協力金が発生しますので、協力金について産業労働局長からご説明をお願いします。

○(産業労働局長)

協力金についてご説明します。飲食店に対する協力金は今回で第15弾になります。表の一

番上になりますが、店舗を三種類に分けております。まず、左側の「マスク飲食実施店（認証店）」をA、その右の「マスク飲食実施店（申請中）」をB、その右の「その他の店舗」をCとしておりますが、適用区域は共通して県内全域となっております。

要請対象施設も共通で、食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等となっております。

協力金の交付要件ですが、10月1日から10月24日までの24日間において、Aの「マスク飲食実施店（認証店）」については、営業時間は5時から21時まで、酒類の提供時間は11時から20時まで、ただし、次の条件を満たした店舗に限るとして、マスク飲食実施店として認証済であること（現地確認を終えた店舗を含む）としています。

次にBの「マスク飲食実施店（申請中）」の店舗について、営業時間は5時から20時まで、酒類の提供は11時から19時半まで、ただし、次の条件を満たした店舗に限るとして、マスク飲食実施店の認証を申請中であることとしております。また、その下の※に記載のとおり、10月24日までに県から「マスク飲食実施店」の認証を受けた店舗又は現地確認を終えた店舗は、その認証を受けた日又は現地確認を終えた日以降、「マスク飲食実施店（認証店）」、すなわちAと同様の営業時間及び酒類提供時間を可能とします。

次にCの「その他の店舗」について、営業時間は5時から20時まで、酒類の提供は終日停止（酒類の店内持込も含む）、その下の※に記載のとおり、10月23日までにマスク飲食実施店の申請をした店舗は、その翌日以降、「マスク飲食実施店（申請中）」、すなわちBと同様の営業時間及び酒類提供時間を可能とします。

その他の交付要件について、BとCにおいては、「感染防止対策取組書の掲示」と「マスク飲食の推奨」をお願いします。また、A、B、Cに共通のものとして、「1組4人以内又は同居家族に限る。」、「飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備の利用を終日停止」があります。

想定対象店舗数は約40,000店舗で、所要額は約358億円となります。協力金の算定方法ですが、中小企業は売上高方式で、前年又は前々年の売上高の3割（日額の下限が2.5万円、上限が7.5万円）となり、大企業は売上高減少額方式で、前年又は前々年の売上高減少額の4割となります。

先行交付について、今回第15弾が24日間という長期に及ぶため、要請期間の終了を待たずに先行交付をします。資料に記載のとおり、第5弾から第11弾のいずれかの交付を受けている事業者を対象とし、1店舗あたり30万円の交付額とします。これは、売上高方式の日額の下限額の2.5万円に要請期間24日間の半分である12日間分ということで、30万円を交付するものです。協力金の説明は以上となります。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございました。ただいま、A、B、Cといったお話もありましたが、県民の皆様が店舗を訪ねたときに、ここはどのような店舗なのかが分かることも含めて、次の資料について政策局の方でマスク飲食実施店の見本ということで、様々な掲示物について作成いただきましたので、これらのご説明をお願いします。

○（政策局長）

はい。これは先程の「宣言解除後における県の取組について」という資料の補足資料になります。

まず初めに、マスク飲食実施店の認証を申請していただいた際には、「申請を受け取りました。」というメールをそれぞれの店舗に送りますが、そのメールの中に、「マスク飲食実施店認証申請中確認書」をダウンロードできるアドレスを入れさせていただきます。そして、それぞれ

の店舗がそのアドレスにアクセスしていただいて、「マスク飲食実施店認証申請中確認書」を出力し、掲示することができます。※の記載は、申請中であることを県が確認しているという旨で、後日、県による現地確認等を経て、認証されるまでの間、この確認書が有効であるということです。これを掲示していただいている店舗については、先程のように、営業時間は5時から20時まで、酒類の提供は11時から19時半まで可としますということが書かれております。

それから裏面の「マスク飲食実施店認証制度現地確認済書」ですが、こちらは申請をしていた店舗を県の方で現地確認させていただいた際にお渡しするものになります。こちらについては、認証基準を満たしているということを県として確認しましたということが記載してあります。これについては、認証の手續に少しタイムラグがありますので、「マスク飲食実施店認証書」が正式に発行されるまでの間、認証書と同等の効果を有します。営業時間については5時から21時まで、そして、酒類の提供は11時から20時まで可とするという旨を記載させていただきました。

最後にその右側のところについては、最終的に送付される認証書を添付させていただきました。以上です。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございました。続きまして、教育委員会の今後の教育活動について、先程私の方で少し触れさせていただきましたが、教育長から、改めてこの別添資料2についてご説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○（教育長）

それでは別添資料2の「県教育委員会における今後の教育活動等について」でございます。

「1 公立学校における対応について」ですが、県立学校については、10月1日以降の段階的な緩和の期間も引き続き、感染防止対策の徹底を図りながら対応をしております。

まず、高校、中等教育学校ですが、先程の安全防災局長の説明にも一部ございましたが、朝の時差通学、通常の授業時間及び時間数で実施をしております。ただし、学校の実情を踏まえて、校長が必要と認める場合、1週間程度これに短縮授業を加えることは可とします。例えば学校における感染者が出ているというような場合に、慎重な対応をとって短縮授業を加えるといった状況も想定をしております。

それからイでございますが、今後の感染状況により分散登校にまた移行ができるように、校長は事前に、必要な準備を継続してもらいます。

それから特別支援学校については、時差通学及び短縮授業をこれまでやってきておりますので、引き続き徹底をしたいと思っております。また、枠の中の《県立学校における児童・生徒への対応》の「ア 基本的な対応について」ですが、これは児童・生徒、教職員の感染が確認された場合は、必要な対応が終了するまでは臨時休業、それから体調不良の場合には登校せずに自宅で休養、必要に応じて医療機関の受診をするよう促します。また、登校に不安を感じている児童・生徒もいますので、その出欠席については、欠席扱いにしないという柔軟な対応をするとともに、オンラインの活用によって、学びの保障に取り組んでまいります。

学習活動については、段階的な緩和の期間中は、感染リスクの高い活動は可能な限り避けて継続をしていく、例えば理科の実験や実習など、6名単位で行っているものを避けて、2名単位で行っていくなどの工夫をして継続をしていきたいと考えております。

部活動については、万全な感染防止対策を講じた上で活動をし、感染リスクの高い活動は可能な限り避ける、例えば、長時間において身体接触を伴うラグビーのスクラム練習などは、短時間で様々な練習を組み合わせることも考えられるかと思っております。それから大会等への参加ですが、これは感染防止対策等を確認の上、校長判断で、その可否を決定します。

それから学校行事については、これから10月、11月と修学旅行、文化祭、体育祭、様々ございます。修学旅行については、実施は可でございますが、感染リスクがあるということを踏まえた上で、旅行先の感染状況を見極めながら、慎重に判断をしていくということでございます。文化祭、体育祭、学校説明会については、参加者を限定するなどの工夫をしながら、感染防止対策を徹底した上で実施をするということでございます。

それから、裏面になりますが、「(2)市町村立学校」でございますが、こうした対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう、市町村教育委員会に依頼をしております。また、「2 県立社会教育施設における対応について」ですが、枠の中にあるように、博物館・美術館等は、これまでどおり引き続き事前予約制で実施、図書館につきましては、19時までとして開館をしております。

この対応は、今後の感染状況等によって当然、変更することがございますが、この対応について、速やかに県立学校、市町村教育委員会等に通知をしていきたいと考えております。教育委員会からは以上でございます。

○(副本部長(くらし安全防災局長))

はい、ありがとうございます。10月1日以降の宣言解除後における県の取組について、関係局も含めて、一気にご説明をさせていただきました。ここまで、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○(副本部長(小坂橋副知事))

確認させてください。今回、基本的対処方針では非常に大きく取り上げられているのが、認証等適用店であるか適用店でないかということによって21時と20時という差がついてくるというような、基本的にはそこを境にしています。そうした基本的対処方針に基づいて、今、ご説明がありましたけれども、県の対応としても、マスク飲食実施店の認証店については21時、それ以外については申請中も含めて20時までということになっているわけですが、まず1点、確認をさせていただきたいのが、この認証をしていたか否かで非常に大きい差が生まれてきますから、まず、現時点での認証店の数あるいは申請中の店舗の数をお聞きしたい。また、今回これで大きな差がつくということを考えますと、今まで県としても、この申請をしてくださというアナウンスを十分にしてきたのかということ、加えて、いつの日かは、それによってインセンティブの差がつかますよということも、きちんと周知してきたかということを確認させていただきたいと思っております。

○(副本部長(くらし安全防災局長))

はい。まず、申請件数については2万4935件、現時点で認証をしているのは1万5090件ということで、前もお話させていただきましたけれども、この間緊急事態宣言があつて、酒類を提供しているところについて休業を余儀なくされているところがありまして、申請をしていただいたのですが、現地を確認できていないということで、まだ認証しきれないというところがございます。そうした店舗へのインセンティブにつきましては、この本部会議、あるいは知事の定例会見等々でこれまで何度も申し上げておりまして、なるべく早めに申請をしてくださいというようなお願いをしてきました。これにつきましては、私どもの方からも、「感染防止対策取組書」に登録されている店舗約3万9000店の方にプッシュメールを数回お送りしまして、このようなインセンティブを考えているので、なるべく早めに申請してくださいということは、何度も申し上げてきました。このマスク飲食実施店の認証制度、インセンティブ等については業界団体の方にもご案内しましたし、県のたよりにおいては、3ヶ月連続で一面に掲載するというような形で、事業者、そして県民の方々に周知を図ってきたというような経緯がございます。以上です。

○（副本部長（小板橋副知事））

はい。それでは、今まで十分に必要な対応はしてきたという理解をさせていただきたいと思います。

○（副本部長（武井副知事））

すみません、2点ほど確認です。飲食店について、基本的対処方針の解釈なのですが、対処方針の新旧対照表の15ページの左側、上から7行目の「酒類の提供については可とするが、地域の感染状況等に応じ、重点措置区域で適用される措置も参考にしながら、各都道府県知事が適切に判断する」、この重点措置区域で適用される措置というのは、先程副本部長（くらし安全防災局長）の説明の中で、その前のページの14ページの上から6行目に「都道府県知事の判断で、第三者認証制度の適用等の一定の要件（別途通知）を満たした店舗（以下「認証等適用店」）において19時半まで酒類を提供できることとする。」と書いてありますが、これは営業時間が20時までの場合です。要するに20時までの時短要請をかけている場合には19時半まで酒類を提供できますという説明があったのですが、この3行下を見ると、「都道府県知事の判断によっては、21時までの営業、（酒類提供は20時まで）も可能とする」ということでありますから、重点措置区域においては、20時までの時短要請をかけている場合の酒類提供は19時半、21時までの時短要請をかけている場合の酒類提供は20時というスキームがあります。今回の段階的な緩和措置においては、酒類提供について、制限する場合はこれを参考にすることです。それをそっくりそのまま先程の県の取組の中で、マスク飲食実施の認証店については21時まで営業を認めて、酒類提供は20時まで、申請中の店舗については20時まで営業を認めて、酒類提供は19時半までということは、要は対処方針の中に書いてある重点措置と基本的に整合がとれており、そっくりそのまま持ってきているということでしょうか。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、その通りでございます。さらに申し上げますと、うちでいうその他というところの解釈ですが、本県では20時までの時短要請に加えて、お酒は禁止と書いてあります。15ページの対処方針を見ると、営業時間の短縮は21時、20時まで酒類の提供は可と書いてあります。つまり、ここについては蔓延防止の原則、20時までの営業時間短縮と酒類の提供を行わない、ここを使わせていただきました。これは1都3県でも様々な議論をする中で、1都3県の共通の取組として、認証をしていないお店については20時までの営業時間とし、酒類の提供は禁止しようということで、調整をしたものでございます。以上でございます。

○（副本部長（武井副知事））

了解しました。もう1点確認ですが、これも対処方針の解釈なのですが、今回の段階的な緩和措置について、対処方針では期間は1か月を目途とするということが書いてありますけれども、同時にこの対処方針の11ページの上から5行目、「8）緊急事態措置区域から除外された都道府県における取組等」ということで、副本部長（くらし安全防災局長）からご説明がありましたけれども、①のところ、緊急事態措置区域から除外された都道府県においては、「対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける」ことを基本とする、とありますが、この解釈からすれば、すでに本日の段階では新規陽性者数がステージⅡになっていますから、段階的な緩和の措置の期間が1か月だったとしても、その途中でステージ判断指標の各項目がステージⅡに下がった段階には、1か月の段階的緩和措置の期間といえども、制限を解除することがあり得るという解釈でよろしいでしょうか。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、その通りです。あくまでも目標はステージⅡ相当以下に下がるというのが最終目標でございますので、今回、24日間設けましたけれども、早期に1都3県が揃ってステージⅡになれば、1都3県で改めて協議をして、24日間を待たずに、もっと緩和していこうという議論は当然あり得ると思います。また、逆も然りでございます、24日間経ってもステージⅡに下がり切らない場合は、引き続き、制限を続けなければいけませんので、また1か月以内の期間を設定して繰り返していくということですので、我々としては前者を目指したいと思います。

○（副本部長（武井副知事））

今回は3週間程度で期間を設けておりますけれども、今後の感染状況によっては、解除も有り得るし、あるいはその継続も有り得るし、あるいはさらなる強い措置も当然有り得るという理解でよろしいでしょうか。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい。その通りです。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは本部長に伺います。10月1日以降の本県の取組ですが、このパワーポイント、さらには各局が説明した内容で、本県として対応することとしてよろしいでしょうか。

○（本部長（知事））

はい。了解しました。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございます。それではただいま本部長のご確認をいただきましたので、10月1日以降は、このパワーポイントの考え方に沿って、本県として取組を進めてまいりたいと存じます。なお、資料としてもう一つ残っております、新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針、県としての対処方針です。これにつきましては、本県は実は今まで、3ページの「緊急事態宣言が出された際の対応」というのがあります。さらにはその前の「ウ まん延防止等重点措置の対象区域とされた際の対応」ということで、この対処方針に従いまして、それぞれ、まん延防止の際の実施方針、緊急事態の際の実施方針というのを定めてまいりました。9月末をもって、本県は緊急事態宣言措置区域から外れますので、本県としての実施方針が廃止されることとなります。根っことして、本県の対処方針、これがまた大元の幹となるわけでございます。これにつきましては今日の議論を踏まえて、また事前修正も入れながら改定をして、すでに現在、国に確認をいただいております。国に確認をいただき次第、これを引き続き本県の対処方針として考えております。

また、同じページ3ページの「（5）県機関における取組」というところで、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」というのがございます。今日はあえて資料はつけておりませんが、実はこの県の基本方針の別添資料2というのが、先程教育長からご説明いただいた、別添資料2でございますので、先程本部長のご了解をいただきましたので、今現在生きております県の基本方針の別添資料にも、先程教育長からご報告いただいた資料と差し替えるという、形式的な対応をさせていただきたいと思っております。これにつきましては、国との協議が整い次第、速やかにホームページに掲載するというように対応したいと考えておりますが、本部長よろしいでしょうか。

○（本部長（知事））

はい、了解しました。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございました。それではそのように対応させていただきたいと存じます。本日、議論すべき点は以上でございますが、大きな転換点でもございますので、本日の議論の総括をいただいて、知事から県民の皆さん、事業者の皆さんへメッセージをいただければと存じます。よろしく願いいたします。

○（本部長（知事））

はい。それでは、知事メッセージを发出させていただきます。

本日、国は、本県に发出していた緊急事態宣言を、9月30日で解除することを決定しました。

最近、新規感染者は顕著に減少し、医療の負荷も改善傾向にあります。県民や事業者の皆さんが、外出自粛や営業時間短縮の要請などにご協力いただいた結果であり、深く感謝いたします。

しかし、ここで制限を一気に緩めれば、感染がリバウンドし、再び医療ひっ迫を招くことにつながります。

そこで本県では、これまで行ってきた要請を段階的に緩和することとして、県民や事業者の皆さんに、次のとおり要請します。

県民の皆さんへ。M・A・S・Kの基本的な感染防止対策を継続してください。外出する際は、「人混みは危険」という意識を強く持って、引き続き、慎重に行動してください。

事業者の皆さんへ。県内の飲食店には、10月1日から10月24日までの間、特措法第24条第9項に基づき、次のとおり要請します。

マスク飲食実施店の認証を受けた店舗は、営業時間は5時から21時まで、酒類の提供は11時から20時まで、1組4人以内または同居家族での利用に限ります。

マスク飲食実施店の認証申請中の店舗は、認証を受けるまでの間は、営業時間は5時から20時まで、酒類の提供は11時から19時30分まで、1組4人以内または同居家族での利用に限ります。

その他の店舗は、営業時間は5時から20時まで、酒類の提供は禁止とし、1組4人以内または同居家族での利用に限ります。

これらの要請に応じていただいた店舗には、協力金を支給しますが、要請に応じていないことが判明した場合は、協力金は支給しません。

イベントの開催に当たっては、特措法第24条第9項に基づき、10月31日までは、人数上限は1万人、歓声や声援のあるイベントは収容率50%、開催時間は21時まで、とします。

また、11月1日から来年1月31日までに開催を予定しているイベントにかかるチケットの事前販売は、1万人を上限とするようお願いいたします。

業界ガイドラインの遵守、混雑を避けるための入場整理、従業員のテレワークや時差出勤など、引き続き、感染防止対策の徹底をお願いします。

県は、引き続き、新型コロナウイルスから県民の皆さんの命を守るため、神奈川モデルによる医療提供体制の強化に、全力で取り組みます。

また、政府が行う、行動制限緩和に向けた技術実証に協力し、社会経済活動の促進に向けた取組も進めていきます。

引き続き、新型コロナウイルスの収束に向け、県民総ぐるみの取組に、ご協力をお願いします。私からは、以上です。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございました。それではこれもちまして、本日の本部会議を終了させてい

ただきます。ありがとうございました。